

平成28年（行ク）第50号 訴訟参加の申立て事件

（本案・平成28年（行ウ）第49号高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間
延長認可処分等差止請求事件）

決 定

申立人 関西電力株式会社

当庁平成28年（行ウ）第49号高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延
長認可処分等差止請求事件につき、申立人から、行政事件訴訟法22条に基づき、
訴訟参加の申立てがあったので、当裁判所は、原告ら及び被告の意見を聴いた上、
申立人を訴訟に参加させることが相当であると認め、次のとおり決定する。

主 文

申立人を当庁平成28年（行ウ）第49号事件の訴訟に参加させる。

平成28年9月26日

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 市 原 義 孝

裁判官 平 田 晃 史

裁判官 山 口 貴 央

これは謄本である。

平成28年9月26日
名古屋地方裁判所民事第9部
裁判所書記官 保木 一 臣

